

共生社会を目指す学生サポーターの育成

下野 正代*

■はじめに

2006年12月13日に「障害者権利条約」が国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。日本も障害者に関わる国内法や行政の整備を待って、2014年1月20日に、批准書を寄託し、同年2月19日に同条約は国内での効力を発生しました。

また、平成28年4月からは、「障害者差別解消法」の施行がはじまり、合理的配慮がすすめられてきているはずですが、実感として法の制定と教育現場での実践とは大きなずれがあります。

本稿では、筆者自身が受けてきた教育および教員経験から感じてきたインクルーシブ教育の必要性を起点にして、特別支援教育の変遷を整理し、共生社会を生きていく学生サポーターの養成について述べます。

■インクルーシブ教育と私

1. 小学時代

スイスの精神科医で深層心理学者のカール・グスタフ・ユング(1875～1961)は、布置(constellation)とか共時性(synchronicity)という概念で、人生に

は星座のように仕組まれた出来事や意味ある出来事があると述べています。

特別支援教育と私自身との出会いを振り返ってみたとき、人生の偶然の出来事である星と星とが結びついて、「インクルーシブ教育」もしくは「共生教育」という星座を織りなしてきたと思います。

特別支援教育の変遷については次章で述べますが、私の小学校時代(昭和30年代)は、昭和54年度の養護学校義務化以前であり、インクルーシブ教育を目指していた時代ではありません。「就学免除」や「就学猶予」といった規定からか、重度の心身障害の同級生を思い出すことはできませんが、障害のある同級生と当然のこととして同じ教室で学んでいました。

担任は、「〇〇君と仲良くできる子は良い子だよ」と言い、私たちは競争で手をつないで遊びました。毎朝、その子の自宅へ寄って一緒に登校をしました。別の学校に在籍していた知り合いも障害のある子のお世話をする係りだったと言っていますが、その経験が私たちの障害者と共に暮らすことへの意識につながっていると思います。分離教育の始まった昭和54年以前は、共に学び共に生活し、共に助け合うことが当たり前でした。そして、現在のようなひどいじめはなかったように思います。

*朝日大学保健医療学部
〒501-0296 岐阜県瑞穂市穂積1851

2. 中学時代

中学時代のある出来事が、現在の私自身の仕事へとつながっていることに、最近になって気づきました。音楽の先生の計らいで、盲学校の生徒さんたちが、私の通う中学校へハーモニカの演奏に来ることになりました。現在の特別支援教育の目標のひとつである「交流及び共同学習」に相当する活動です。生徒会の役員をしていた私は、一人の背の高い中学生を体育館まで案内する役になりました。その生徒と手をつないで、緊張しながら案内をしました。

当時の学校では、畳1枚ほどの大きさで高さ10cmほどのスノコ状の渡り廊下が、並べて置かれていました。体育館まで案内をしていると、その繋ぎ目にトイレ用の木製のサンダルが積み重ねられていました。そのことをどう伝えていいのかわからないうちに、男子生徒はサンダルの山に乗り上げ、サンダルとともにバランスを崩しました。怒られると思い身を縮めている私に聞こえたのは、怒鳴り声ではなく、「ああ失敗、失敗」という明るい声でした。危険を知らせたいと思いながらも声を出せなかった私は自身を恥じ、大人になったら必ず支援の声の出せる人になろうと思いました。私の特別支援教育やインクルーシブ教育への思いは、この出来事が記憶の根底にあるからだと思える原風景なのです。

3. 教員時代

大学の進学先を決めるとき、同じく教員であった父に「養護学校の先生になりたい」と伝えましたが、「尊い仕事だが、とても大変な仕事で軟弱なお前には無理」と言われ、あきらめてしまいました。そこであき

らめてしまうところが確かに軟弱だったと今更ながらに反省しているところですが、それでも定年退職までの7年間は障害児教育に関わることができました。

教員として採用された初任校は、高等学校の定時制でした。さまざまな家庭環境をもつ生徒がいました。また、中学校での成績がオール5の生徒もいれば、学習が苦手な生徒もいました。新米の私は、生徒たちにただ自信をつけさせたいとの思いから、検定試験の指導に取り組んだことがありました。配布したプリントができれば教卓にいる私に見せ、合格したら次のプリントをするという学習法をしていました。何度も同じところを間違える生徒に、私は教え方の工夫もせずに「何度教えたら分かるの!」と声をあげてしまいました。席にもどっていくその子を目で追っていると、座席につくなり大粒の涙をこぼしていました。その場面は未だに忘れることができず、申し訳ない気持ちでいっぱいになります。

そういった後悔するような経験を積みながらも、定年退職までの7年間は特別支援学校に勤務させていただけることになりました。18歳のときの両親へのパブリックコミットメントが現実のこととなりました。ユングの言う「布置」であり、「共時性」と思える幸運な教員生活となりました。

4. 特別支援学校時代

特別支援学校に勤務していた頃は、児童生徒や保護者から、障害があることからのいじめや社会での具体的な偏見を教えられました。ある時、校外学習にでかけた先で、くるま椅子の子どもたちを引率している私たち教員に聞こえるように、「昔は、あん

な子らは表には出られなかったになあ」とか「おお、かわいそうに」という心無い声を発する人たちがいました。就学免除や就学猶予の時代に学校教育を受け、障害のある子たちと接する機会のなかった高齢の方々でした。「先生は自分の子ではないから平気で校外に引率ができるのですよ」と言われる保護者の方もあり、障害者への偏見や理解のなさに改めて気づく経験をし、インクルーシブ教育の重要性を実感しました。

病弱養護学校中学部でのくるま椅子利用の生徒の高校進学に関して、次のような経験がありました。その生徒は、小学校までは地元の学校に通っていましたが、中学進学時に学校側から「スロープの準備をしなければいけないから」と、地元の中学か特別支援学校かの選択を迫られました。「排泄に関して母親の付き添いが必要」との学校側の説明に、「これ以上母親に迷惑をかけてはいけない」との思いから、病弱の養護学校を選択し入学したのでした。

私の担当科目の授業は私と1対1で行い、非常に熱心に学習する生徒でした。聞いたところでどうにもならない思いながら、「高等学校に進学したくないのか」と尋ねました。彼の答えは、「行けるものなら行きたい」でした。その生徒の担任も病弱養護学校の出身でしたから、障害や病気のせいで行きたい学校に行けなかったり、地元を離れなければならなかったりする不本意な就学の辛さが、お互いに分かり合えるのでした。だからこそ、高等学校進学に関して、二人は抱き合って泣いたと聞きます。

学校長の指示で、入学試験を受験させて

もらえる高校を探すことになりました。学力的には何も問題がなかったのですが、くるま椅子での通学と排泄に関する支援が必要であることの理解と配慮が必要でした。そこで、建物のバリアフリー化がなされている高等学校を訪問し、本人と保護者と担任と私の4人で教育相談を受けました。

対応した教員は、最初から「体育の単位はとれない」、「お母さんに毎日来てもらわなくてはいけないから、お母さんに用事ができたり、病気になるれたりしたら登校ができない」、「特別教室は別棟だからエレベーターがないから行くことはできない」等、単位取得が難しいという説明に終始しました。そして、病気の受容が難しい思春期の生徒が同席しているその部屋で、「ところでお母さん、この子の病気は進行しているのですか」と質問しました。その後、「もし本校の生徒がくるま椅子を押していて」と切り出されたので、面接中の本人の安全を心配されているのかと思って聞いていたところ、「怪我をさせたら本校の生徒に責任を負わせることになるから」という言葉が続きました。

学校への帰り道、前年度まで私が勤務していた高等学校の学校祭に寄りました。会場である体育館2階まで行こうとしたところ、男子学生が寄ってきて、「先生、どうやって持ったらいいのか教えてくれ、俺たちが2階まで連れて行くから」と声をかけてくれました。教育相談先の高校で言われたような偏見が、子どもたちにはないことに気づかされる出来事でした。

学校に戻り、高等学校の対応について校長に、「教育の場なのに」と怒って報告をしました。泣いて訴える私に校長は、「あ

なたが泣いても仕方がない、世の中とはそういうものだ」と言い、「受け入れてくれる高等学校を続けて探すように」と指示されました。

2番目に教育相談に出かけた高校は、2階までのエレベーターが別棟にある高校でした。今回は、校長室に通され、話を聞いてもらうことができました。本館にエレベーターがないことを詫びられ、受験を認めてもらうことができました。校長室には、開校者の教訓である「己を偽らず、骨を惜しまず」の額が掲げられていて、心強さを感じました。

また、受験前には校長先生自らが養護学校を訪問され、くるま椅子用の机のサイズを測り受験に向けて準備をしてもらえました。面接も体調を考慮して順番を配慮してもらえました。受験当日は、抱き合って泣いた担任が自分より重い生徒を背負い、受験会場まで階段をあがっていきました。

入学後は、「保護者の付き添いは不要」と言われ、特別教室へは先生方や介助員の支援で移動することができました。また、学級の教室は1階に新たに設置され、教室の前に身障者用トイレも設置されました。この経験から、「建物のバリアフリーより、心のバリアフリーが大切」と、私は思うようになりました。経済的な問題はありますが、「心のバリアフリーがあれば、建物のバリアフリーは後からついてくる」と思うようになったのです。

この生徒は、卒業後、本学（朝日大学）に入学をし、学内のバリアフリー化に貢献しました。彼は、ある大会で発表した「共生社会への扉」の中で、「小さい頃には気づかなかった社会の障壁に、成長して気づ

くようになったけれど、これからは共生社会への重い扉を少しずつ押し開いていきたい」と語りました。パワーポイントには、病気のことも共生社会への重い扉にも気づかなかった幼い頃の無邪気な表情と、養護学校中学部での慚然とした表情と、高等学校で行ったオーストラリアの海で先生に背負われ、級友たちと明るく笑っている表情の写りが写されました。特別支援学校でいくら手厚く専門的な支援をしても、多くの同級生たちと共に学ぶ楽しさにはかなわないことを実感しました。

■障害児教育の変遷¹⁾

日本における障害児教育は、平成19年に従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へと大きく転換しましたが、そこに至るまでの日本における障害児教育の変遷をたどってみます。

1. 戦前まで

明治5年（1872年）に学制が公布され、障害児教育に関する学校の設立の必要性が唱えられてはいましたが¹⁾、実施までには至っていません。明治11年（1878年）に、京都盲啞院（現在の京都府立盲学校）が設立されたことが、日本の盲・聾教育の開始であり、これが日本における障害児教育の始まりと考えられています。日本で最初の知的障害施設は、明治30年（1897年）に東京で設立された「孤女学院」、後の「滝野川学園」です。

ちなみに、病弱児教育は、明治42年（1909年）に千葉県で設立された「東京市養育院安房分院（現 社会福祉法人東京

都舟形学園)が始まりとされています。また、肢体不自由児教育は、大正10年(1921年)に東京都に設立された「柏学園」が始まりとされています。

公教育として考えると、盲・聾教育の始まった1878年と知的障害児教育の1940年とでは、60年以上の開きがあり、知的障害児教育の取り組みが遅れていることが分かります。

2. 戦後の特殊教育

昭和22年(1947年)に「教育基本法」「学校教育法」が公布され、盲学校、聾学校、養護学校の設立と、それらの小学部及び中学部の義務化についての構想が述べられました。昭和28年(1953年)には、「教育上特別な取り扱いを要する児童・生徒の判別基準」が策定され、6種類(精神薄弱＝知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視者、難聴者、その他心身に故障のある者)に分けられることとなります。このことが、現在の就学適正の基準の基であり、「サラマンカ宣言」直前の世界の障害児教育に関する調査で、日本は障害者と健常者を分離し、更に障害者を分離している、ダブルの分離教育であると非難されたのです。その結果、急速に統合教育へと進むことになりました。しかし、現実には、同一校舎内に視覚障害児と知的障害児が共に在籍することであったり、高校の空き教室に特別支援学校を設立するなどでした。その後、特別支援学校の知的障害児、肢体不自由児、病弱児という障害種を合わせた総合化の方向へと進むことになりました。

なお、1948年の盲学校と聾学校小学部の義務化が、1979年の養護学校義務化よ

り早かったこともあり、それが盲学校や聾学校という校名を、視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校へと変更することを難しくしている要因にもなっていると考えられます。

3. 特殊教育から特別支援教育へ

昭和54年(1979年)に養護学校義務化が始まり、既に義務化していた盲学校・聾学校に加えて、養護学校が義務教育の対象となり、同時に日本における分離教育(障害のある子とない子を分けて教育すること)が始まったのです。それに先立つ昭和46年(1971年)には精神遅滞者の人権宣言、昭和50年(1975年)には障害者の権利宣言と、ノーマライゼーションの気運が高まる中であったにもかかわらず、ノーマライゼーションの理念に反するような動きであったといえます。

しかし、日本でも分離教育への批判が高まり、平成5年(1993年)には学校教育法施行規則が改定され、通級制度が開始されて、統合教育への方向性が始まりました。平成13年(2001年)には、文部科学省の「特殊教育課」が「特別支援課」に移行し、同年、「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」が出されました。そこでは、個別のニーズに応じた特別支援教育を目指すことと、新たに通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応を積極的に行うことが、報告されています。この時点では、アスペルガー症候群、高機能自閉症、AD/HD、LD等の、担任が手厚い支援が必要と考えた児童生徒を、特別支援教育の対象とするこ

とになりました。私の記憶では、この「等」に不登校も手厚い支援の必要な児童生徒として含まれていたと思いますが、後にこの「等」はなくなり、発達障害の児童生徒が通常学級の対象となりました。

平成17年(2005年)の「特別支援教育を推進するための制度のあり方について(答申)」では、盲・聾・養護学校を特別支援学校とするとともに、交流及び共同学習の活用について述べられ、統合教育がさらに進められていきます。そして、平成18年(2006年)になると、学校教育法施行規則が改正され、必要に応じての通級制度の弾力化が図られ、平成19年(2007年)に特別支援教育が開始されます。

4. 特別支援教育からインクルーシブ教育へ²⁾

日本において特別支援教育が開始された頃、世界ではすでにインクルーシブ教育の理念が高まってきていました。平成5年(1993年)、国際連合において、「障害者の機会均等に関する標準規則」が提唱され、平成6年(1994年)には、スペインのサラマンカにおける、世界から300を超える団体が集まったユネスコ会議で、「サラマンカ宣言」が提出されました。この宣言においては、インクルーシブ教育とは障害の有無に関わらず共に学ぶ仕組みであると明確に述べられており、「障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等」が必要とされています。

このような世界の潮流のなか、平成22

年(2010年)には、文部科学省は「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を開催し、インクルーシブ教育の方向性を示しました。同省は、続く平成24年(2012年)に、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」を公表し、障害者の権利条約に基づいたインクルーシブ教育システムの理念が打ち出されました。

また、平成28年4月より、平成25年(2013年)に制定された「障害者差別解消法」の施行が始まり、「合理的配慮不提供の禁止」が規定されています。

■いじめとインクルーシブ教育

現在、学校では、「いじめ」「不登校」が大きな問題となっています。長年、教育相談担当や生徒指導主事として、また、現在はスクールカウンセラーとして、そういった子どもたちを取り巻く問題に向かい合ってきていますが、いじめや不登校の増加と昭和54年に始まった養護学校義務制つまり分離教育の開始とのあいだには大きな関係があるのではというのが、私が抱いてきた疑問です。分離教育以前に共に学んできた私たちの時代に、現在見聞きするいじめはなかったように思います。他方、私が平成2年に高等学校で担任をした生徒たちを対象とするアンケート調査³⁾では、生徒たちは、現在報告されるようないじめを体験をしていることが分かります。

竹川⁴⁾は、いじめを引き起こすものとして「教室のヴァルネラビリティ(攻撃誘発性)」があるとし、具体的には①特異な身体的違和感やあきらかな負性から生ずる

もの、②ある一面のつけ込まれやすさから生じるもの、③他者への優越性や優れた面の目立ちやすさから生ずるもの（プラス価値のスティグマ）をあげています。障害を有する子どもは、上記①②③のいくつかがあるとみなされたとき、いじめの被害にあうのではないのでしょうか。

このような状況を解決するためにも、インクルーシブ教育は不可欠です。障害のある子もいない子も共に学ぶインクルーシブ教育が進めば、教室はお互いを深く理解し思いやることのできる人間性を育てる「心の教育」の場になると、私は考えています。それには、障害のある子もいない子も平等に学べられるよう合理的配慮を提供し、平等に教育を受けることができるようインクルーシブ教育システムを構築せねばなりません。そのための人的物的な資源の提供を可能とする、教育予算が組まれる必要があると考えます。

■朝日大学におけるインクルーシブ教育

1. 特別支援学校からの入学生

現在、朝日大学で学んでいる特別支援学校からの入学生は2名です。それ以外に、私が長良特別支援学校に勤務していた時の教え子で、すでに本学を卒業した学生は3名です。

本学では障害学生支援として、入学試験前の教育相談、入学試験時の配慮、授業やレポート等に関しての配慮がなされています。建物等については、人感センサーによる点灯消灯、くるま椅子利用者や視覚障害者用のエレベーターの表示やボタンの位置

とエレベーター内の鏡の設置、教室の座席、送迎される保護者の方に配慮したスロープや雨よけの屋根と障害者用の駐車スペース、障害者用トイレの着脱用ベッド、トイレの背もたれ、オストメイトが設置されています。

合理的配慮を要する学生たちの入学が、大学をバリアフリーに変えていっています。若い頃から障害者と接する機会が少なく、障害者を受け入れることに心配をすぎてしまい抵抗感があつたりしますが、共に学んだり働いたりすれば心のバリアは簡単に消えるものと思います。こういったことから、人生の早期の感性が柔軟なうちに、共に学ぶことは重要と考えます。

2. 学生サポーターの養成

(1) 授業での障害体験

平成9年法律第90号介護等体験特例法（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）第1条において、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の特例等を定めるものとされました。

介護等体験は、福祉施設等5日間、特別支援学校2日間の、合わせて7日以上と

なっています。本学では、更に事前学習と事後学習を計7時間行っています。介護等体験の意義や、特別支援学校、福祉施設に係る法律や種類、体験先でのマナーや態度等の講義をします。内1時間は、障害者体験として、ブラインドウォークや車いす体験をすることで、視覚障害者や身体障害者へのサポートの方法を体験しています。

視覚障害者の体験では、二人ずつペアを組み、片方がアイマスクを着け、もう一方が歩行を支援するという体験をします。エレベーターのボタンを押すことやエレベーターの昇降を感じることを、途中からは支援を受けながら階段を昇降したり、光や風や樹木を感じることを体験しています（写真1）。



写真1 ブラインドウォーク

車いす体験では、自ら操作したり、押してもらったり、段差や側溝の蓋の上の渡り方や坂道走行の支援を体験します（写真2）。

学生たちの感想は、次のようでした。「普通に生活していて体験できないこと



写真2 くるま椅子体験

を体験することができて、とてもよい経験になったし、目隠ししながら歩くだけでも怖かったし大変だったので、視覚障害の方が普段生活するのはとてもつらいと思いました。外で視覚障害の方が困っていたら援助しようと思ったし、この経験をこれからの人生に生かしていきたいと思いました。」

「アイマスクをして行動することは、心構えがあっても怖かったです。そこに壁があると分かっても怖くて前に進むのにかなり勇気がいりました。また、車椅子体験では下り坂が怖かったです。スピードが出て少しでも変な方向に行くと壁にぶつかりそうだったので、気をつけて下りました。私が障害のある方の援助をすることになったら、今日の体験を生かして、少しでも不安な気持ちを和らげるサポートができればいいなと感じました。」

(2) 介護等体験を終えての感想

続いて、介護等体験後の学生の感想を紹介します。

「特別支援学校の介護等体験では、障害の種類や様々なハンディにこだわらず、目の前の生徒たちを一人一人見つめ、その子に合わせた接し方を考えて体験することに目標にして体験しました。そのほかにも生徒の安全を考えて常に意識しながらくま椅子を押したり、積極的に生徒のいいところをみつけるためにコミュニケーションをとりました。私はこの体験を通して、高齢者や障害者に接する態度や言葉遣い及び介護等の技術を習いました。また、自分の生き方を見つめなおすきっかけとなり、年齢や障害に関係なく、一人の人間として接し、礼儀と尊厳をもって話せるようになりました。そして、自分自身の可能性を信じて、教師になるという意味を再確認できる良いきっかけになりました。この7日間の体験は、私の財産になりました。」

このように毎回、学生たちは介護等体験を通して、自分たちの障害者への思いを是正し、児童生徒や先生方の生き方から改めて自分自身を見つめなおし、毎日毎日を一所懸命生きていくことの大切さを学んでいます。

(3) 障害理解のための映画鑑賞

授業で、自閉症の青年と末期ガンのお父さんとを描いた中国映画「海洋天堂」を、学生たちと鑑賞します。自閉症の行動特性やわが子の自立を願う父親、子どもの障害が分かり自死したと思われる母親、青年と父親を支える地域や職場の人々を通して、偏見が支援へと変わっていく様子が描かれています。

学生たちの感想のうちの1つを、以下に記します。

「お父さんは自分が死んでもしっかり暮

らしていけるように、着替えや料理、バスの乗り降りなど1からすべて教えて、しかも絶対叱ったりしないでやさしく教えていて、本当にすごいお父さんだと思った。また自分が死んでも淋しくないように海ガメが自分だよと一生懸命教えていたところが本当に思いやりのあるお父さんだと思った。自閉症の人は何度注意されても同じことを繰り返したり、うまく気持ちを言葉にすることができないのだと分かって、もし自分がお父さんの立場だったら、途中でイライラしてきつくあたってしまうかもしれないと思った。だから、もし患者さんで自閉症の人たちと関わることがあれば、このお父さんのように決して叱ったりすることなく、できたことには『すごいね』ってほめたり、分かりやすく丁寧に伝えたり、やさしく接してあげられるようにしたいし、相手の気持ちになって考えられるようになりたいなと、今日の映画ですごく勉強になった。」

■合理的配慮への試み

私は、2012年から3年間、文部科学省科学研究助成基金（基盤C）の補助基金で「インクルーシブ教育システム構築に関する研究—聴覚障害児者を中心に」と題する研究を行いました。研究のきっかけは、インクルーシブ教育システムを構築する場合、コミュニケーションの質の違いから、自閉症と聴覚障害の場合は、当事者ならびに保護者が希望すれば特別支援学校への入学が可能であるという見解でした。自閉症に関しては、かなり専門性のある教員でないと自閉症の児童生徒への個別のニーズに

応じた支援が難しいと自分自身の経験から理解できましたが、聴覚障害の生徒については、勤務していた高等学校で出会っていましたし、合理的配慮があれば通常の学校で支援ができると考えたからです。

アメリカの特別支援教育を専門にしている弁護士と共同研究をしていく中で、研究3年目に、聴覚障害の中学生の学校行事と高校生の英語の授業のモバイル型要約筆記をすることになりました。学校と大学の研究室をスマホの音声とインターネットでつなぐことで、ほぼ同時に文字を送るシステムを活用し（図1）、1年間、学生たちと協力して支援をしました（写真3）。

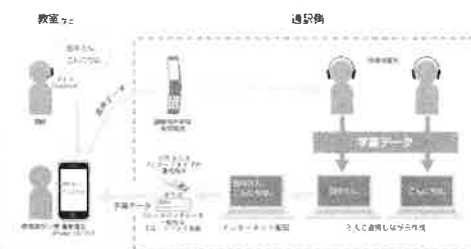


図1 『モバイル型遠隔情報H保障システム』システム構成概略

*<http://www.a.tsuba-tech.ac.jp/ce/mobile1/system-gaiyouthml>



写真3 モバイル型要約筆記 朝日大学情報保障研究室

この文字通訳は、聴覚障害者ばかりでなく視覚優位の児童生徒にとっても、合理的配慮のひとつの方法となります。

文字通訳を利用した結果、文字通訳の提供を受けた生徒の感想は次のようでした。

- ・今までとは違って聞こえなかったところがすぐ文字としてあがってくるので、話をすべて理解することができた。
- ・何度も情報保障を受けていると、自分が聞こえた音が何なのか分かるようになり、普段の生活の中でも話が少しずつ聞こえやすくなりました。
- ・情報保障を受けることで、自分がどういった音が聞こえていないかということに気づきました。
- ・今までは、聞こえる音と聞こえない音をざっくりと分けて区別していましたが、自分にとって聞こえやすい音とは、ただ単に大きな音ではなく、はっきりとした音なのではないかと考えるようになりました。
- ・もっとこの情報保障が広まって、誰もが自分の立場を持つことができるようになればいいと思います。

要約筆記の支援を受けることで、自身の障害認識、障害受容が進み、積極的に同級生たちに障害の特性や支援の方法を説明できるようになりました。

聴覚障害者への支援法を、聴覚障害をもつ社会人と共に研修した学生サポーターの感想は、次のようでした。

「聴覚に障害があることでコミュニケーションを取ることを知りました。また、聞こえによってコミュニケーションの考え方が違っていることがとても分かり、双方の考え方やとらえ方を知る必要があると思いました。また、こういった活動を通して障害のある方々の視点に立って考えるようになりました。自分はとても気を

使いやすい性格だけど、障害のある人とも普通の友人のように付き合うようになれました。」

モバイル型情報保障をしたことで、携帯電話の向こう側の生徒たちの声が明るくなっていくことや、同級生との交流が前向きに変化することが感じられましたが、システムの理解や機器や通信の経費、学生の養成等に困難が伴うことも分かりました。

■メンタル・フレンドの活動

学生たちは、地域の学校や教育委員会からの依頼で、メンタル・フレンドとして、不登校の児童生徒たちの校内支援や家庭教師、適応指導教室でのサポートを行っています。登校させたいという意図で接するのではなく、お兄さんお姉さんの関係で触れ合うことで、再登校にもつながっています。

適応指導教室でサポートした学生の感想は、次のようでした。

「私は適応指導教室のメンタルフレンドの活動を通じて、『今』を生きる子どもたちの本当の心情を感じることができました。社会の変化が進むとともに、10年前の私が抱いた悩みと大きく異なりました。出会った当初は、子どもたちが抱えている悩みを理解することができず、子どもたちの間に分厚い壁を感じましたが、継続してボランティア活動をしていくことで、少しずつ子どもたちとの壁を取り払うことができました。一番大切なのは真っ向コミュニケーションです。私が最初に壁を崩さなければ、子どもたちも崩してしてくれません。少しずつ成長し、子どもたちが学校に復帰

したときの気持ちは、とても感慨深いものでした。」

また、不登校の中学生の家庭教師をした学生の感想は、次のようでした。

「私は、学習に困難を感じている不登校の生徒の家庭教師を通じて、発達障害は直らないのではなく『改善することができる』ということが分かりました。人には各々の性格があるのと同じように、子どもたちの学習の仕方にも各々の特性があります。その特性を把握し、ニーズにあった対応をすることで改善することができました。共に学び、共に成長することができたこと、良き関係を築くことができたことに感謝しています。」

■特別支援学校でのサポート

特別支援学校の学校行事に教職課程履修の学生や看護学科の学生たちがボランティアとして参加し、子どもたちや保護者の方々と協力して行事のサポートをしています。病弱特別支援学校では、医療的ケアの実際を見学し、看護師さんたちから「一所懸命勉強して素晴らしい看護師になってね」と励まされたりもしています。

次に紹介するのは、特別支援学校での学校行事をサポートした学生の感想です。

「私は特別支援学校でのボランティアを通じて、共生社会の大切さを感じました。ボランティアを行う前は、どのようにサポートしたらいいのか、どのように接したらいいのかなどばかり考えていました。でも、実際に子どもたちと接してみると、自分が何かをしななければならないと考えていた自分が恥ずかしくなりました。生徒は、

私のように余計なことを考えることなく、真っ直ぐに私の方を見てくれました。子どもたちの目を見て、私は本当の共生社会の意味を感じることができたように思います。」

■特別支援学校と朝日大学との連携協定

社会に出る前に障害者と交流し適切なサポートができるようにとの、障害者スポーツ大会の岐阜県役員でもある本学の大友学長の提案で、県内すべての特別支援学校との連携協力が、岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会、各務原市との間に締結されました。



写真4 競技「ごっちゃんです」での物言い

その協定に基づき、本年度、各務原市立各務原養護学校の体育大会に、相撲部が参加をしました。競技種目である「ごっちゃんです」に参加し、相撲甚句が流れる中、男子生徒たちとすり足で入場し、紅白の団長の掛け声と一緒に四股を踏んだ後、本学の学生たちの行司・審判で取り組みが始まりました。審判団から「物言い」がつき「取り直し」との判定に、会場が一層盛り上がりました。各務原養護学校の生徒たちの感想は、「本物の相撲取りが来た。」「自分た

ちと違って身体が大きく四股も安定していて、自分たちはまだまだと思った。」とのことでした。一方、本学相撲部の学生たちは、「普段できない交流ができて楽しかった。来年もまた来たい。」と貴重な経験ができたことに感動していました（写真4）。

■障害学生支援

本学に在籍する障害学生のノートテイクやトイレ介助を、学生サポーターが支援しています。特別支援学校出身の学生は、大学で同級生たちと一緒に学びコミュニケーションを取りたいというのが、本学入学の動機でした。その学生のニーズに応じた合理的配慮を学生たちが支援しています。

学生サポーターから支援を受けている学生の感想は、次のようです。

「大学に入ってよかったことは、同級生と一緒に勉強や雑談ができること、新しい知識を得ることです。学生サポーターに介助の面で助けてもらい助かります。年が近いこともあり、気軽に話せることが嬉しいし、楽しいと思います。」

一方、学生サポーターの感想は次のようです。

「支援の行動自体を当たり前にしたいと思っています。障害者に対する自分の中の偏見はやはり初めの頃は払拭できておらず、関わり方も分からないまま狼狽していました。その中でも自分の思いを自省して、自問自答しながら理屈で先入観や偏見を是正しようとしていたのも事実です。ですが百聞は一見にしかずというのでしょうか、彼や彼のお母さんと関わっていくうちに、そういった気持ちが浄化され、彼のことを

知る度に是正されて行くような気もして
います。」

■おわりに

改めて学生たちの感想をまとめていく中
で、社会に出る前の若い頃に、障害のある
なしに関わらず触れ合うことで、共に学び
共に生きていくことの重要性を再認識する
ことができました。高校の教員であった私
が、定年退職までの7年間を特別支援学校
で勤務できたこと、そしてその経験や感じ
たことを生かして若者たちを育てていくこ
とができたことに、感謝したいと思います。

学生たちは私が想像した以上のことを感
じとり成長していきました。障害者への支
援は、障害者のためだけのものではなく、
双方にとっての成長であり、障害のあるな
しに関わらずお互いに貴重な存在であり、
平等に権利を有する存在であることを気づ

くことのできる活動です。これからも支援
を必要とされている方々と支援をしたい学
生とを上手くつなげ、共生社会への挑戦と
していきたいと思います。

文献

- 1) 高橋純一, 松崎博文: 障害児教育にお
けるインクルーシブ教育への変遷と課
題. 福島大学人間発達文化学類論集第
19号: 13-26, 2014
- 2) 木船憲幸: インクルーシブ教育って.
明治図書: 9-15, 2014
- 3) 下野正代: 開発的役割が高まる学校教
育相談, 第I部I-39 これからの
教育と学校教育相談, 学校教育相談の
理論・実践事例集 いじめの解明. 第
一法規社: 1-16, 2014
- 4) 竹川郁雄: いじめと不登校の社会学.
法律文化社: 1-18, 1993